

## 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 口座管理機関の加入者情報について、その管理方法として、データベースにおける各社債等に係る電磁的記録に口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者の番号を記録しなければならないことを定めることとする。(第 30 条の 7 関係)
- 2 振替機関の加入者情報の管理等について、次のとおり定めることとする。(第 30 条の 8 関係)
  - (1) 振替機関の加入者情報の管理方法として、データベースにおける各株式等に係る電磁的記録に振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関の加入者の番号を記録しなければならないことを定める。
  - (2) 振替機関から調書を提出すべき者に対する番号等の提供方法として、当該調書を提出すべき者から提供を受けた電磁的記録に振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関の加入者の番号等を記録して、電磁的方法により提供することを定める。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 32 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)